

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B課（現在は、A社C課）における資格喪失日に係る記録を昭和55年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月16日から同年12月16日まで

私は、昭和55年5月1日から同年12月15日までA社B課に期限付臨時職員として勤務していた。給与明細書は保管していないが、辞令書だけは人生の証として大切にしまっていた。若いころから年金だけは、一日も空けてはいけないという教えをしっかりと守ってきちんと手続きしてきた。申立期間は勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において期限付臨時職員としてA社B課に勤務していたことが確認できる。

また、現在、A社C課の社会保険事務を所掌しているA社D課は「勤務したのであれば、厚生年金保険の申立人の資格喪失日は辞令書に記載されている日付の翌日になると思われるが、資料が残っておらず、不明である。」と回答しているところ、当時、当該事業所において期限付臨時職員の社会保険関係事務手続きをしていた元職員は「厚生年金保険及び雇用保険の手続きはA社B課で行っており、期限付臨時職員は厚生年金保険に全員加入させていた。また、同じ期限付臨時職員によって資格喪失要件が異なることはなかった。」と供述している。

さらに、A社D課が保管する同時期に勤務した者として申立人が名前を挙げた複数の同僚に係る辞令書（写）の任用期間とオンライン記録の被保険者期間は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B課における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は昭和55年12月16日であり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B課における昭和55年10月の社会保険事務所（当時）の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和22年12月1日、資格喪失日は25年5月15日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年12月は300円、23年1月から同年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,000円、同年5月から同年12月までは4,500円、25年1月から同年3月までは5,000円、同年4月は4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から25年5月15日まで
私は、終戦後、A社で働いたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
勤務したのは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、生年月日が申立人と1年異なるものの、申立人と氏名及び性別が一致する被保険者記録が当該事業所において昭和22年12月1日に被保険者資格を取得し、24年10月まで標準報酬月額が改定されているが、当該記録は基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

また、当該事業所で一緒に勤務していたとする申立人の弟が、「兄の方が2年ぐらい前から働き、一緒に辞めた。」と供述しているところ、厚生年金保険被保険者台帳によると、前述の申立人と生年月日が1年異なる被保険者記録は当該事業所において昭和22年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人の弟と同日の25年5月15日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚は「申立人と同姓の者は申立人の弟だけであった。」と供述していることから、当該基礎年金番号に未統合の被保険者記録は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和 22 年 12 月 1 日、資格喪失日は 25 年 5 月 15 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和 22 年 12 月は 300 円、23 年 1 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 3,000 円、同年 5 月から同年 12 月までは 4,500 円、25 年 1 月から同年 3 月までは 5,000 円、同年 4 月は 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和47年4月10日、資格喪失日は49年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年4月から同年8月までは4万2,000円、同年9月から48年8月までは4万8,000円、同年9月から同年12月までは9万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月10日から49年1月1日まで

私は高校卒業後、A社に入社した。B社会保険事務所（当時）と記載された厚生年金保険被保険者証を会社からもらった覚えがあるので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している退職者名簿の記載内容から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、事業主は申立人について、昭和47年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年1月1日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和47年4月10日と記録され、同年9月に標準報酬月額の改定が記録されている上、備考欄に「取得取消48.10.17」と記載されているが、取消事由等の記載は無い。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には申立人の記録が取り消されたことを示す記載は無く、申立人は、当該事業所において払い出された記号番号を用いて同社を退職後に就職したC社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、厚生年金保険被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められないため、事業主は申立人について昭和47年4月10日に厚生年金保険の資格を取得し49年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、同社の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」並びに申立人が資格を取得した昭和47年4月の標準報酬月額（4万2,000円）が同額で申立人と同期入社した者の記録から判断すると、同年4月から同年8月までは4万2,000円、同年9月から48年8月までは4万8,000円、同年9月から同年12月までは9万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日の記録を平成9年2月1日に訂正し、標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格取得日の記録を平成9年10月21日に訂正し、標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月21日から9年2月1日まで
② 平成9年10月21日から同年11月1日まで

私と一緒にA社とB社の間を異動した同僚の厚生年金保険の記録が訂正されたと聞いたので、私が両申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社とB社は、両事業所間を一緒に異動した同僚及び当時の上司の供述により、経営者が同一であり関連会社であったことが推認できることにより、申立人が両申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚の両申立期間に係る給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の平成8年11月のオンライン記録から、13万4,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の9年11月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会するも回答を得られず不明であるが、オンライン記録によると、申立期間①に係る申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日である平成8年12月21日、及び申立期間②に係る申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日である同年11月1日が、それぞれ雇用保険の離職日の翌日及び資格取得日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格得喪の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る8年12月から9年1月までの期間及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月30日から同年5月1日まで

私は昭和61年10月から63年4月30日までの期間、A社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書及び事業主の回答により、申立人はA社に昭和63年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は昭和63年4月30日と記載されている上、事業主は資格喪失日の届出に誤りがあったと回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年11月1日）及び資格取得日（昭和38年2月2日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から38年2月2日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所における記録について、昭和37年11月1日から38年2月2日までの期間が空白となっていた。保険料控除を証明できる資料は無いが、同事業所には途中で退職することなく、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人はA事業所において昭和37年2月16日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失後、38年2月2日に同事業所において再度資格を取得しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、申立人の申立期間における勤務形態についても、特に変わりは無かった旨を供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、当該事業所において再度資格取得している厚生年金保険被保険者は申立人のみであることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における申立期間前後の標準報酬月額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年11月から38年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年から 35 年 6 月まで

私は、昭和 33 年、中学を卒業すると同時にA社に入社し、正社員として勤務していたが申立期間の記録が無い。

保険料控除を確認できる給与明細書等の関連資料は無いが、当時の手取り額は 2,800 円ぐらいと記憶しており勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したが、申立期間当時の資料は火災により焼失し、当時の事業主も既に死亡しているため不明としており、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人は、「当時の先輩や同期は加入しているのに、自分だけ加入していないのは納得いかない。」と供述しているが、申立人が同時に入社したとする同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、当該同僚は申立人の退社後に加入しており、申立期間においては被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人より先に入社した複数の同僚についても、同僚自身が入社したと記憶している時期から数年経過した後に厚生年金保険に加入している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の加入記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月27日から35年12月1日まで
昭和24年から51年までA事業所及びB社に勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、A事業所は昭和23年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、31年1月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。また、登記簿によると、B社は会社設立が34年5月29日であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、厚生年金保険の新規適用日は35年12月1日となっており、申立期間はいずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、B社は平成9年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

加えて、B社設立当時の事務担当者が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和35年12月1日であることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している上、当該事務担当者は、「A事業所は経営悪化のためいったん閉鎖し、その後事業を再開しB社を設立した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月ごろから 39 年 4 月ごろまで

私は申立期間においてA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA事業所については、申立人は事業所の所在地はB市であったと供述しているところ、申立期間において同事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在していた記録が無く、管轄する法務局に照会したところ、同事業所に係る商業法人登記の記録も確認できなかった。

また、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった同一名称の事業所は、申立人が供述した申立事業所とは所在地及び事業主が異なっている上、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが申立人の被保険者記録は無く、申立人から名前の挙がった事業主及び同僚の被保険者記録も確認できなかった。

さらに、申立人は申立事業所はD業であったと供述しているところ、E行政機関に照会したが、A事業所という名称で届出がされた記録が確認できないとの回答であった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで
私が勤務している A 社において、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際より低く記録されている。
給料明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

一方、申立人から提出のあった給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成 17 年 6 月は 22 万円、同年 7 月から同年 10 月までの期間は 20 万円、同年 11 月は 22 万円、同年 12 月から 18 年 2 月までの期間は 20 万円、同年 3 月は 19 万円、同年 4 月は 20 万円、同年 5 月は 19 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 20 万円、同年 8 月は 19 万円であるところ、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 15 万円となっており、当該額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

岩手厚生年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月ごろから 60 年 2 月 1 日まで

私は昭和 57 年 10 月ごろから 60 年 2 月 13 日まで、A事業所（現在は、B事業所）に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無かった。間違いなく勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 58 年 8 月 1 日から 60 年 2 月 13 日までA事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は昭和 60 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している上、申立人が保管しているC厚生年金基金加入員証によると、申立人の資格取得日は同年 2 月 1 日であることが確認できる。また、D健康保険組合に照会したところ、申立人の資格取得日は同年 2 月 1 日であり、これらの記録は健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

さらに、申立人は申立期間当時、深夜勤務の従業員であったと供述しているところ、事業主が保管している申立期間当時の「求人公開カード」によると、深夜勤務の従業員に係る福利厚生等については雇用保険及び労働者災害補償保険に加入させる表示はあるものの、厚生年金保険に加入させる表示は無いことが確認できる。

加えて、申立人と同日の昭和 60 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚を調査したところ、複数の同僚が資格取得日よりも前から申立事業所で勤務していたと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 21 日から 42 年 1 月 6 日まで
② 昭和 42 年 8 月 25 日から同年 12 月 14 日まで

私は申立期間において船舶所有者Aが所有するBに乗船していたが、船員保険の被保険者記録が無い。船員手帳には当時の記録があるので、私の船員保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において船舶所有者Aが所有するBに乗船していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は平成2年12月26日に適用事業所でなくなっている上、当時の船舶所有者も既に死亡しており、当該船舶所有者の家族に照会したが、申立人の船員保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立人及び複数の同僚は申立期間当時、Bには15人から25人ぐらい乗船していたと供述しており、さらに、Bに乗船していた複数の同僚は、当時、船員保険には一部の者しか加入していなかったと供述している。このことについて、船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間中のBにおける船員保険被保険者数は、申立期間①は最大7人、申立期間②は最大5人であることが確認でき、申立期間当時、当該事業所ではすべての船員を船員保険に加入させているわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。